

○ 令和2年度 都市計画税の用途について

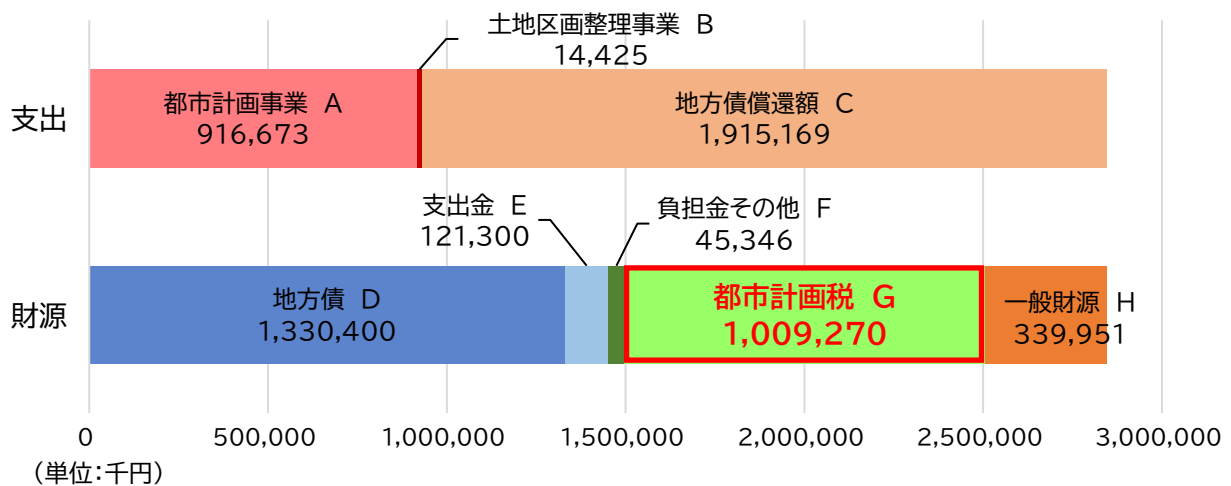
都市計画税は、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業や、土地区画整理法第3条の規定に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和2年度の都市計画事業等の決算状況は、次のとおりです。

※金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位:千円)

区分		令和2年度決算額
支出	都市計画事業 A	916,673
	街路	0
	公園	0
	下水道	916,673
	その他	0
	市街地開発事業	0
	土地区画整理事業 B	14,425
	地方債償還額 C	1,915,169
	元金	
	都市計画事業	1,635,869
土地区画整理事業	33,823	
利子		
都市計画事業	242,842	
土地区画整理事業	2,635	
合計		2,846,267
財源	地方債 D	1,330,400
	支出金 E	121,300
	負担金その他 F	45,346
	都市計画税 G	1,009,270
	一般財源 (A+B+C)-(D+E+F+G) H	339,951
	合計	2,846,267



【都市計画税を充当した主な事業】

都市計画事業 A

- ・下水管布設工事
- ・舗装本復旧工事
- ・汚水ポンプ場更新工事
- ・雨水ポンプ場更新工事
- ・古利根川流域下水道建設負担金 他

土地区画整理事業 B

- ・物件調査業務委託
- ・物件移転支援業務委託
- ・物件移転補償
- ・防草シート敷設工事 他